

第七十九号議案

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都道路占用料等徴収条例（昭和二十七年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項から令第七条第二号に掲げる工作物の項までを次のように改める。

共架電線その他	その他柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱
				一本につき 一年			
	三四〇	七、四〇〇	五、四〇〇	三、四〇〇	九、四〇〇	六、八〇〇	四、四〇〇
	一四〇	三、二八〇	二、三九〇	一、四九〇	三、四六〇	二、五七〇	一、六七〇
一	二六	五八〇	四二〇	二六〇	六一〇	四五〇	二九〇

法第三
十二条
第一項
第一号
に掲げ
る工作
物

上空に設ける線 類	地下電線その他 地下に設ける線 類	路上に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	年 占用面積一 平方メート ルにつき一 年							
長さ一メー トルにつき 一年	二〇	三、一〇〇	一、四六〇	八	一	四	四〇				
六〇、〇〇〇	六、八〇〇	二、〇〇〇	一、六〇	二六〇							
二四、三〇〇	二、九八〇	八九〇									
一一、八〇〇	五三〇										
二、〇二〇											

その他もの					年 平方メートルにつき一
外径が○・○七 メートル未満の もの	外径が○・○七 メートル以上 ○・一メートル 未満のもの	外径が○・一 メートル以上 ○・一五メートル 未満のもの	外径が○・一五 メートル以上 ○・二メートル 以上	外径が○・一五 メートル以上 ○・二メートル 以上	
一四〇	二一〇〇	三〇〇	四〇〇	一七〇	六、八〇〇
六二	八九	一三〇	三一	三一	二、九八〇
一	一六	二四	三一	三一	五三〇

法第三

十二条

第一項

第二号

に掲げる物件

外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上のもの	外径が〇・三メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	未満のもの
---------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------

長さ一メートルにつき一年

二、〇〇〇	一、四二〇	八二〇	六一〇	
八九〇	六三〇	三五〇	二六〇	
一六〇	一一〇	六四	四八	四

ル以上のもの				法第三十二条第一項第三号 に掲げる施設	年 ルにつき一	年 ルにつき一	年 ルにつき一	年 ルにつき一
第五号	第一項	十二条	法第三 法第三					
に掲げ るもの	下室	及び地	地下街	法第三十二条第一項第四号 に掲げる施設	年 ルにつき一	年 ルにつき一	年 ルにつき一	年 ルにつき一
のもの	の 階数が 三以上	の 階数が 二のも	の 階数が 一のも	占用面積一 平方メート ルにつき一	占用面積一 平方メート ルにつき一	占用面積一 平方メート ルにつき一	占用面積一 平方メート ルにつき一	占用面積一 平方メート ルにつき一
Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○四を乗じて得た額	Aに○・○○二を乗じて得た額	六、八〇〇	一、四九〇	二、九八〇	五三〇	三二一〇
				二六〇				四、〇〇〇

道路法		第六号に掲げる施設	法第三十二条第一項	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	施設
く。)	看板（アーチ式であるものを除く。）	商品置場その他これに類するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの				
年 ルにつき一	表示面積一 平方メートル	年 ルにつき一	占用面積一 平方メートル	日 ルにつき一	占用面積一 平方メートル	一八、〇〇〇 六、八〇〇	三〇、〇〇〇 一二、一〇〇
六〇、〇〇〇		六〇、〇〇〇		六〇〇		一八、〇〇〇 六、八〇〇	三〇、〇〇〇 一二、一〇〇
二四、三〇〇		二四、三〇〇		二四〇		七、二九〇 六、八〇〇	五、九三〇 一二、一〇〇
一一、八〇〇		一一、八〇〇		一一〇		三、〇九〇 三、五六〇	五、九三〇 一二、一〇〇
二、〇二〇		二、〇二〇		二〇		七九〇 六〇〇	一、〇一〇 一、〇一〇

施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」といふ。) 第七条第一号に掲げる物件							標識
物 の も の の そ の 他		アーチ 式工作		旗ざお 及び幕			
横断するもの	車道を	のもの	その他	るもの	に設け	一時的に際し、	縁日等祭礼、
占 用 面 積 一	一年	一 基 に つ き	占 用 面 積 一 ル又 は 一 本	占 用 面 積 一 平方メート ル又 は 一 本	占 用 面 積 一 平方メート ル又 は 一 本	占 用 面 積 一 平方メート ル又 は 一 本	占 用 面 積 一 平方メート ル又 は 一 本
	三〇〇、 〇〇〇	六〇〇、 〇〇〇	六〇、 〇〇〇	六〇〇	二四、 三〇〇	二四〇	五、 四〇〇
	一一一、 六〇〇	二四三、 二〇〇	一一八、 六〇〇	一一八、 八〇〇	一一〇	一一〇	二、 三九〇
	五九、 三〇〇	一一八、 六〇〇	一一八、 六〇〇	一一八、 八〇〇	二、 〇一〇	一〇	四一〇
	一〇、 一〇〇	二〇、 二〇〇	二〇、 二〇〇	二〇、 一〇〇	一〇		

令第七条第二号に掲げる工
作物

平方メート
ルにつき一

六、八〇〇

二、九八〇

五三〇

年

別表令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料の置場の項中「五七、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「二三、〇〇〇」を「二四、三〇〇」に、「一一、五〇〇」を「一一、八〇〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる仮設収容施設の項中「二、八九〇」を「二、九八〇」に、「五一〇」を「五三〇」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

占用料の額を改定する必要がある。